

ひなもり園ヘルパーセンター

介護保険・介護予防

平成29年4月1日

訪問介護費

		(単位数)	利用料
身体介護	20分以上30分未満	245	245円
	30分以上 1 時間未満	388	388円
	1 時間以上	564	564円
	1 時間を超えて30分を増すごとに	+80	80円
生活援助	20分以上45分未満	183	183円
	45分以上	225	225円

* 夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合

上記単位数の25%増し

* 深夜（22:00～6:00）の場合

上記単位数の50%増し

* 訪問介護員2名派遣の場合

上記単位数 × 200/100

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1月につき	+200	200円
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護について算定）	+100	100円
中山間地域等における 居住する者へのサービス提供加算	1回当たり ※中山間地域等：旧須木村・旧野尻町・高原町全域・都城市高崎町		所定単位数の5/100
介護処遇改善加算 (I)	厚生労働省大臣が定める基準に適合している介護職の賃金の改善等を実施していますので基準に従って、平成30年3月31日までの間、所定の割合に応じた介護報酬を加算します。		総単位数の13.7%

介護予防訪問介護費

		(単位数)	利用料
介護予防訪問介護費 (I)	週1回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	1,168	1月につき 1,168円
介護予防訪問介護費 (II)	週2回程度の利用が必要な場合 (要支援1・2)	2,335	1月につき 2,335円
介護予防訪問介護費 (III)	(II)を超える利用が必要な場合 (要支援2)	3,704	1月につき 3,704円

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1月につき	+200	200円
中山間地域等における 居住する者へのサービス提供加算	1回当たり ※中山間地域等：旧須木村・旧野尻町・高原町全域・都城市高崎町		所定単位数の5/100
介護処遇改善加算 (I)	厚生労働省大臣が定める基準に適合している介護職の賃金の改善等を実施していますので基準に従って、平成30年3月31日までの間、所定の割合に応じた介護報酬を加算します。		総単位数の13.7%